

事 務 連 絡
平成19年6月6日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）
（ 契 印 省 略 ）

公立医療機関の労災保険に係る診療費請求権の時効について

公立医療機関の労災保険に係る診療費請求権の時効については、平成19年6月6日付け基発第0606001号により都道府県労働局長あて、基発第0606002号により社団法人日本医師会長あて、基発第0606003号により財団法人労災保険情報センター理事長あて、「民法第170条第1号の規定により3年であること」を通知されたところであるが、都道府県医師会及び公立医療機関に周知・徹底されたい。